

事務局だより 138 号

編集・発行

公益社団法人 摂津市シルバー人材センター

〒566-0021

摂津市南千里丘 5-35 電話 06-6381-8181

ホームページ：「摂津市シルバー」で検索

E-mail：settsu-sc@herb.ocn.ne.jp

会員登録更新 手続きのお知らせ

平素は、センター事業にご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、会員の皆さんがお持ちの会員証の有効期限は年度末までとなっていますので、更新手続きをお願いします。更新手続き（会費納入）は、センターの会員として活動を続けていただくための必須要件となりますので、お忘れの無いようご注意ください。

注意事項をよく読み、手続きをお願いします。

持ち物： ☆年会費 1,500 円 ※会員 1 名につき

☆会員証(H29 年度分)

☆調査票(同封した書類に必要事項を記入し、ご持参ください)

※調査票は、センターにもあります。

☆会員登録更新に関する届出書

※来所時にお渡しします。

場 所： シルバー人材センター事務所（コミュニティプラザ）

時 間： 9 時 00 分～17 時 00 分

期 間： お住いのブロックにより
日程が異なりますのでご注意ください。

4月25日は休館日

別府、鳥飼・鳥飼東ブロック	…4 月	2 日(月)～	6 日(金)
味生、鳥飼西・北ブロック	…4 月	9 日(月)～	13 日(金)
千里丘、三宅・柳田ブロック	…4 月	16 日(月)～	20 日(金)
味舌・味舌東、摂津ブロック	…4 月	23 日(月)～	28 日(土)

～ 更新手続きの注意事項 ～

- ① 必ず、会員本人が来所してください。代理による手続きはできません。
- ② 日程はブロック毎に定めています。お住まいのブロックは、会員証に記載してありますので、ご確認ください。
- ③ 来所されましたら、「会員登録更新に関する届出書」に必要事項を記入してください。直近の健康診断受診日をご記入いただきますので、予め受診日を確認しておいてください。
- ④ 年会費(1,500円)を納入してください。
- ⑤ 会員証、領収書をお渡ししますので、記載内容に誤りがないか確認してお受け取りください。
- ⑥ 行事参加票が必要な方は、受付担当者にお申し出ください。

調査票の提出について（お願い）

入会時に登録された内容に変更はありませんか。

「センターから電話したが番号が変わっているので連絡が取れない」

「就業先を紹介しようと連絡したが希望職種が変わっていた」

センターでは、このようなことが度々起こっています。

センターとしましては、会員の希望を正しく把握し、一人でも多くの方に就業先を提供し、より多くの発注者の要望に応えていきたいと考えています。そのため、会員の皆さんの現況把握のための調査を行いますので、ご協力をお願いします。

お茶会のご案内

3月17日(土)

10時から15時まで

市立コミュニティプラザ

1階エントランスホールにて

◎お茶菓子代として100円頂戴します

◎売り切れ次第に終了します



センターを広く市民の皆さんに知っていただくための取り組みの1つとして、お茶会を開催します。どなたでも参加できますので、お時間のある方は、ぜひお立ち寄りください。

安全・適正就業部会より

< 事故防止に向けて >

警察庁の資料を見ますと、

「運転中」の事故よりも「歩行中」の事故の方がずっと多いことがわかります。人によって違いはありますが、目や耳が衰え、とっさの動作が鈍くなっていること、交通ルールを守らなかったことが原因と考えられています。

自宅と就業先との往復途上や就業中に、ヒヤリとしたことはありませんか？

また、仕事を終えて帰宅すると、ホッとしてみまい、スーパーなどに買い物に出かけた際、事故に遭う方も居られるようです。

ご自身が痛い思いをするだけでなく、ご家族に心配をかけ、お見舞いや治療費などの負担もかけてしまいますので、日ごろから交通安全に心がけましょう。



< 安全就業ワッペンの着用 >

「就業時には安全就業ワッペンを着用する」と安全・適正就業部会で決定し、2008（H20）年5月に総会議案書とともにお届けしました。

それ以降の入会者には、入会説明会でお渡ししています。

それから、早いもので10年が経とうとしています。

中には、色褪せたまま、またはクリップが壊れたままで使用されている方も居られるのではないのでしょうか？

会員の皆さんに安全第一を心がけていただき、事故のないセンターを目指したいと思っておりますので、引き続きワッペンの着用をお願いします。

なお、長年のご使用により破損している方は、そのワッペンをお手数ですが事務局までご持参いただければ、無料で交換させていただきます。

ただし、紛失されている場合は実費（1個150円）をご負担いただきますので、よろしくお願ひします。



< 個人情報保護法の改正 >

会員の皆さんから、「〇〇さんの電話番号を教えてください」等の問い合わせをいただいても、本人の了解なしにお答えすることはできません。

「なぜ教えてくれないのか」と、お叱りを受けることもありましたが、会員さんや発注者などのたくさんの個人情報を扱う立場としては当然の責務であるにご理解をお願いします。

就業先で、会員同士が連絡を取り合うことも多いと思います。予め連絡先を交換しておき、もしものときに慌てなくても済むように備えてください。

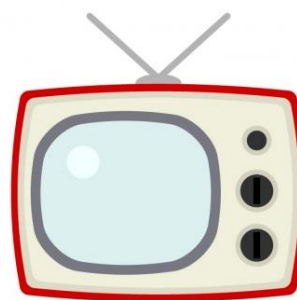
個人情報保護法が改正されましたので、センターでは法の精神に則り、これからも厳正に対処してまいります。

会員の皆さんも、他人の個人情報を持つ立場として、紛失や口外などには十分に気を付けていただくよう、お願いします。

事務局より

< 家電製品等の持ち込み・使用について >

掃除機を例に考えてみましょう。
清掃業務で掃除機を使用することはよくあります。
購入や買い替えの費用、電気代を発注者に負担していただくことは事前にご了解を得ています。
テレビや電気ポット等はどうでしょうか？
就業そのものに直接必要ではありませんが、控室等に「あれば便利」ですね。
では、どうしたら良いのでしょうか？考えてみましょう。
まず、誰が使用しますか？皆で使用しますか？
持ち込み、使用に当たって、皆で話し合いましたか？
きちんと話し合いができていなければ、後々トラブルの原因になりますので、ご注意ください。
もっと大切なのは、センターや発注者に事前に相談しているかどうか？ではないでしょうか。
また、これらにかかる費用については、センターや会員厚生会は個別に関与できませんのでご了承ください。



無断で持ち込んでダメ！



既に持ち込んでいる場合は・・・

- ・無断で持ち込んでいる場合は、すぐに使用を中止する。場合によっては、一旦所有者に引き取っていただく。
- ・センターに相談する。発注者に使用の許可をいただく。

持ち込む前、使用する前に・・・

- ・電気代は誰が負担するのか？電気容量は大丈夫か？
 - ・会員の自宅から持ってくるのか？皆でお金を出し合って購入するのか？
 - ・故障したときの修理代、買い替えの費用は誰が負担するのか？
 - ・不要になって廃棄するとき、リサイクル料金や運搬費用は誰が負担するのか？
- これらを就業先毎にルール化してください。
また、ご不明点等がありましたら、担当職員にご相談ください。

定時総会は…

平成 30 年 5 月 25 日(金)13 時 00 分～
市民文化ホールにて開催予定

シルバー業務は…

平日 9 時 00 分～17 時 15 分
※土・日・祝日、第 4 水曜日(全館休館)、年末年始は休み。
不急のお電話等は、通常開所日にお願ひします。また時間外での緊急対応は、留守番電話にメッセージを録音してください。